

2016再防発第43号
2017年2月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長殿

日本原燃株式会社
再処理事業部防災管理部長
附 田 勇

「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」の
内容の一部読み替えについて

2016年3月23日付、2015再防発第35号にて届け出ました弊社「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」につきましては、弊社組織改正に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

なお、本読み替えは2017年2月1日より適用いたします。

添付資料

「再処理事業所再処理事業部原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/2)

現 行	読 替 え 後	理 由
(中略) 第2章 原子力災害予防対策 (中略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 1. 対策本部室 (1) 事業部対策本部室 原子力防災管理者は、事業部対策本部の活動拠点として事業部対策本部室を定める。 防災管理部長は、事業部対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 全社対策本部室 安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>は、全社対策本部（青森班及び東京班を除く。）の活動拠点として全社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。 青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 5. 放送装置 地域・業務本部総務部長及び設備保全部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。 (中略)	(中略) 第2章 原子力災害予防対策 (中略) 第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備 1. 対策本部室 (1) 事業部対策本部室 原子力防災管理者は、事業部対策本部の活動拠点として事業部対策本部室を定める。 防災管理部長は、事業部対策本部室を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 全社対策本部室 安全・品質本部<u>安全推進部長</u>は、全社対策本部（青森班及び東京班を除く。）の活動拠点として全社対策本部室を定め、常に使用可能な状態に整備する。 青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 5. 放送装置 地域・業務本部総務部長及び設備保全部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた場合は速やかに修理する。 (中略)	社内組織改正の 反映 ・安全・品質管理 部長⇒ 安全推進部長

再処理事業所 再処理事業部 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/2)

現 行	読み替え後	理 由
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (中略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 安全・品質本部環境管理センター長、地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長、放射線管理部長及び安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 安全・品質本部環境管理センター長、地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、防災管理部長、設備保全部長、設計部長、再処理計画部長、前処理施設部長、共用施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長、放射線管理部長、運営管理部長及び安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備 1. 事業部対策本部室及び全社対策本部室に備え付ける資料 経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長及び放射線管理部長は、別表8に定める原子力防災活動で使用する資料を事業部対策本部室に備え付ける。また、全社対策本部室に備え付ける資料については、安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>に送付する。 安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。 なお、経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長、放射線管理部長及び安全・品質本部<u>安全・品質管理部長</u>は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備 (中略) 2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 安全・品質本部環境管理センター長、地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長、放射線管理部長及び安全・品質本部<u>安全推進部長</u>は、別表6に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し、常に使用可能な状態に整備する。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 安全・品質本部環境管理センター長、地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、防災管理部長、設備保全部長、設計部長、再処理計画部長、前処理施設部長、共用施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長、放射線管理部長、運営管理部長及び安全・品質本部<u>安全推進部長</u>は、別表7に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備 1. 事業部対策本部室及び全社対策本部室に備え付ける資料 経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長及び放射線管理部長は、別表8に定める原子力防災活動で使用する資料を事業部対策本部室に備え付ける。また、全社対策本部室に備え付ける資料については、安全・品質本部<u>安全推進部長</u>に送付する。 安全・品質本部<u>安全推進部長</u>は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。 なお、経営本部人事部長、防災管理部長、運営管理部長、放射線管理部長及び安全・品質本部<u>安全推進部長</u>は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	社内組織改正の反映 ・安全・品質管理部長⇒安全推進部長